

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会

認定校規約

第1条 総則

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会（以下「協会」という。）は、アイブロウに関する知識及び技術の普及並びにアイブロウ技術者の技能向上を図るため、協会の理念に基づき認定校制度を設け、諸基準について本規約を定める

1. 目的

認定校は、協会が推奨するアイブロウに関する知識及び技術の専門教育を実施し、基本かつ安全なアイブロウワキシングケア、バングアイブロウ及びアイブロウデザインの知識・技能の普及を通じて、質の高いアイブロウ技術者の育成と教育を図り、理美容業界及び関連分野に貢献できる人材の養成に寄与することを目的とする

2. 定義

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする

- (1) 「アイブロウライセンス」とは、アイブロウに関わる全ての技術を行うために必要な知識及び技術教育全般をいう
- (2) 「アイブロウワキシング」とは、眉毛をデザインし、ワックスを用いて産毛及びムダ毛を根元から処理し、眉毛を整える施術を行うために必要な知識及び技術教育全般をいう
- (3) 「バングアイブロウ」とは、バング（前髪）のデザインカットとアイブロウワキシングを組み合わせた施術を行うために必要な知識及び技術教育全般をいう
- (4) 「アイブロウデザイン」とは、眉毛を整える前提でデザインを決定する知識、そのデザインを表現するデッサン技能並びにアイブロウメイクを含む必要な知識及び技術教育全般をいう
- (5) 「アイブロウデザイナー」とは、アイブロウライセンスに関する所定の資格を取得した者をいう

3. 教育学科の種別

本規約において、認定校が行うアイブロウ教育を次のように大別する

- (1) 本規約が定める認定条件を満たし、協会が定める専攻課程に基づき、アイブロウライセンス全般を教育する課程を「アイブロウ総合学科」と定める

なお、アイブロウ総合学科は、本部認定校及び認定校のいずれにも設置することができる

- (2) 協会が定める専攻課程に基づき、アイブロウライセンスの一部を教育する課程であって、個人又は法人が運営するスクール等が行うものを「アイブロウ専門学科」と定める
- (3) 協会が定める専攻課程に基づき、アイブロウライセンスの一部を教育する課程であって、理・美容専門学校その他の学校法人が行うものを「理美容アイブロウ学科」と定める

4. 本部認定校制度

認定校のうち、協会の理念を深く理解し、協会活動の推進及び発展に寄与しながら、本規約に定める目的に沿って運営している学校については、別途定める基準に基づき審査を経て、これを「本部認定校」と定めることができる

第2条 認定校の申請基準

認定校の申請をする教育施設は、アイブロウ教育を実施するに当たり、次の要件を全て満たしていなければならない。

1. 会員について

協会の会員であること、但し賛助会員を除く

2. 講師について

- (1) 本部認定校には、1名以上の統括本部認定講師が在籍していること
- (2) 認定校には、1名以上の本部認定講師又は認定講師が在籍していること
- (3) 理・美容専門学校その他の学校法人については、協会と講師提携を行っていること

3. 教育形態・開講日数について

- (1) アイブロウライセンスのカリキュラムは、検定取得を目的とするカリキュラムとして実施し、授業は年6回以上開講していること。ただし、理・美容専門学校その他の学校法人はこの限りでない
- (2) 自校での検定試験の開催は、年2回以上実施すること

4. 指定カリキュラムについて

申請する教育学科に応じ、次の指定カリキュラムを実施できる体制を有すること

- (1) アイブロウ総合学科
 - ア. アイブロウデザイン専攻 3 級コース、2 級コース、1 級コース
 - イ. アイブロウワキシング専攻 3 級コース、2 級コース、1 級コース
 - ウ. バングアイブロウ専攻 3 級コース、2 級コース、1 級コース
- (2) アイブロウ専門学科
 - ア. アイブロウデザイン専攻 3 級コース
 - イ. アイブロウワキシング専攻 3 級コース、2 級コース、1 級コース
 - ウ. バングアイブロウ専攻 3 級コース
- (3) 理美容アイブロウ学科
 - ア. アイブロウデザイン専攻 3 級コース
 - イ. アイブロウワキシング専攻 3 級コース、2 級コース
- (4) 各コースの履修時間は、原則として 6 時間以上とする。ただし、アイブロウデザイン専攻 3 級コースは 12 時間以上とする。
- (5) バングカット経験がない講師は、バングアイブロウ専攻について、外部の認定講師に依頼して実施することができる。

5. 教材について

協会指定のテキスト及び協会推奨の商材を使用すること

6. 施設・設備・備品等について

- (1) 教室は、教育に必要な十分なスペース並びにテーブル及び椅子を常に備えていること
- (2) ワキシングケアを行うに当たり、安全が確保された必要な器具、用具及び用材を備えていること
- (3) 教室内の採光、換気及び照明が十分に確保されていること
- (4) 適切な消毒を行い、常に消毒済みの器具等を使用し、適切に管理すること
- (5) 授業を実施する際の生徒数に応じた器具、用具及び用材を備えていること

7. カリキュラム開催体制について

- (1) 協会が認定する講師 1 名以上が、当該校の登録講師として従事し、指定カリキュラム教育全般を管理すること
- (2) 原則として、人体施術を伴う実技授業については、生徒 6 名までにつき 1 名以上の認定講師を配置すること。ただし、座学及びウィッグによる実技授業については、この限りでない
- (3) 前号の基準人数を超える場合は、協会にアシスタント登録されたアイブロウライセンス 1 級保持者をアシスタントとして配置することができる

- (4) バングアイブロウデザインは、協会が指定する教育を受け、一定の基準を満たしたライセンス資格保有者が教育を行うものとする

8. 記録について

次の書類を備え、学籍簿については5年間以上、その他生徒の受講から修了に関する資料については2年間以上保管すること

- (1) 受講名簿
- (2) 受講時間及び修了日等の記録
- (3) コース別受講者リスト
- (4) 個人カルテ（履修簿）
- (5) 修了者名簿
- (6) カリキュラム日誌
- (7) 講師名簿（指定カリキュラムの担当講師名及び取得資格を含む）

第3条 検定試験対策セミナー

- 1. 認定校は、検定試験対策セミナーを年に定期的に開催しなければならない
- 2. 認定校は、検定試験対策セミナーを開催することができるものとする
ただし、検定試験対策セミナーの呼称及びカリキュラムは、協会が定める基準に従い統一するものとする
- 3. 検定試験対策セミナーの呼称は、次のとおりとする
 - (1) アイブロウワキシング検定試験対策セミナー
 - (2) アイブロウデザイン検定試験対策セミナー
 - (3) バングアイブロウ検定試験対策セミナー
- 4. 協会は、必要に応じて検定試験対策セミナーを開催することができる

第4条 認定校主催検定試験

協会指定の条件を満たした認定校は、自校において次の範囲の検定試験を実施することができる

- 1. アイブロウ総合学科
 - (1) アイブロウワキシング検定試験 3級及び2級
 - (2) アイブロウデザイン検定試験 3級及び2級
 - (3) バングアイブロウ検定試験 3級及び2級

2. アイブロウ専門学科
 - (1) バングアイブロウ検定試験 3 級
 - (2) アイブロウワキシング検定試験 3 級及び 2 級
3. 理美容アイブロウ学科
 - (1)アイブロウワキシング検定試験 3 級及び 2 級

第5条 認定料・会費

認定校の入会金、認定料及び年会費は、協会が別に定める「会費・認定料規程」に基づき、認定校種別及び入会時期に応じた金額を適用するものとする

第6条 使用規定

認定バッジ、認定書及びテキストの著作権の帰属並びに使用規定については、次のとおり定める

1. 協会の認定バッジ、認定書及びテキストに関する著作権、商標権その他一切の権利は協会に帰属する
2. 認定バッジ、認定書及びテキストの使用は、協会が認めた範囲に限るものとする
3. 認定バッジ、認定書及びテキストの使用範囲は、サロン内表示、看板、広告、ホームページ、SNS その他協会が認める媒体とし、これら以外で使用する場合又は国外で使用する場合は、事前に協会の許可を得なければならない
4. 認定校は、認定校としての登録が停止、抹消、閉校又は廃校となった場合は、直ちに認定バッジ、認定書及びテキストに関する協会名称、表示及びロゴ等の使用を中止しなければならない

第7条 認定の拒否事由

前条の規定にかかわらず、申請者が次のいずれかに該当する場合は、協会は認定を拒否することがある

1. 過去に認定を取り消され、その取消しの原因となった事実があった日から 1 年を経過しないもの
2. 反社会的勢力がその事業活動に影響を及ぼしているもの
3. その他、協会が不適切と認めたもの

第8条 認定校の責務

認定校は、教育施設の運営を適切に行うため、次の事項について責任を果たさなければならない

1. 関連法令の遵守
 - (1) 医師法、美容師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他、人の身体に直接触れる職業に関する法令
 - (2) 特定商取引法その他消費者保護に関する法令
 - (3) 個人情報保護法その他情報管理に関する法令
 - (4) その他関係法令
2. 受講前に説明すべき事項
 - (1) 受講規約
 - (2) 認定校制度
 - (3) カリキュラムの内容
 - (4) 教材
 - (5) 受講料、教材費その他の納付金の種類、金額及び納付方法
 - (6) 休学、退学、賞罰、受講期間及び履修期間に関する事項
 - (7) その他必要な情報
3. 財務面における適正性
 - (1) 受講料、教材費等の納付金が適正な金額であること。
 - (2) 財務面において健全な運営が図られていること。
4. その他
在校生その他受講生が不利益を被ることがないように、適正な運営を行うこと。

第9条 申請及び登録について

1. 認定校の認定を申請する場合は、次の書類を協会に提出し、所定の費用を納入しなければならない
 - (1) 認定校申請書
 - (2) 講師名簿
 - (3) 認定校講師の公的身分証明書の写し
 - (4) 会社法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）
 - (5) 会社法人印鑑証明書又は代表者個人の印鑑登録証明書
 - (6) 教育施設の図面及び写真
 - (7) 教育施設の賃貸借契約書の写し又は不動産登記簿謄本

2. 協会は、認定校の申請に対し、次のように審査を行い、認定及び登録を行う
 - (1) 提出された申請書類等の書類審査を行う
 - (2) 書類審査後、必要に応じて現地視察調査を行う
 - (3) 必要に応じて受講状況の視察を行う
 - (4) 書類審査及び現地視察調査の結果をもとに、社員総会の決定を経て適切と認められた場合は認定校として承認する
 - (5) 承認を受けた者は、定められた期限内に入会金、認定料及び年会費を納入することにより登録手続が完了するものとする
3. 入会金は入会時 1 回限りとし、入会後はいかなる事由があっても返還しないものとする

第10条 権利及び特典

1. 認定校で作成又は発行する印刷物、広告、ホームページ等には、協会が定める広告表示規定に従い、次の表示及びロゴマークを使用することができる
 - (1) 協会認定校である旨の表示
 - (2) 協会のロゴマークの使用
2. 認定校は、登録後、次の特典を受けることができる
 - (1) 認定バッジ及び認定書の発行
 - (2) 協会ホームページへの地域別掲載
 - (3) その他、協会が別に定める特典
3. 認定校は、認定バッジを SNS、ホームページその他協会が指定する媒体に必ず表示しなければならない

第11条 認定校として認定された教育施設に関する特例

1. 認定校として既に登録された教育施設が、新たな場所に教育施設を設置する場合は、次の条件を全て満たすことにより、協会は特例を認めることができる
 - (1) 同一の教育施設名を使用すること
 - (2) 経営母体及び経営者が同一であること
 - (3) 教育内容及び教材等が同一であること
2. 認定校として承認を受けた教育施設の経営権が他者に譲渡された場合には、認定校としての効力の停止又は承認の取消しを行うことがある
前項の場合であっても、経営権移動後も次の要件を 1 年間変更せず、一定の教育水準を保つことを条件として、協会は特例を認めることができる

- (1) 教育施設及び施設名が同一であること
- (2) 登録された認定講師が引き続き勤務し、教育課程全般を管理すること
- (3) 教育内容及び教材が同一であること

第12条 更新

1. 認定校は、年に1度、協会に対し「認定校調査報告書」を毎年3月末日までに提出しなければならない。協会は報告書を確認し、必要に応じて認定校の再視察を行うことができる
2. 認定校の登録は、期間満了の3か月前までに書面による申出がない限り、更新されるものとする

第13条 登録内容の変更

1. 認定校登録時に届け出た事項に変更が生じた場合は、当該事象発生から2週間以内に協会へ変更届を提出しなければならない。ただし、施設に関する変更については、当該事象発生予定日の1か月前までに届け出なければならない
2. 変更により第2条各項の要件を満たすことができない場合は、「経過措置願い」を提出し、是正に努めなければならない
3. 認定校は、第2条各項の規定を満たさない事象が発生した場合、2週間以内に協会へ届け出るとともに、当該事象発生の日から6か月以内に規定を満たさなければならない
4. 協会は、変更事項の内容に応じて、認定校の再視察を行うことができる

第14条 認定校の休校について

1. 認定校を休校する場合は、休校届に次の事項を記載し、休校する2か月前までに協会の承認を得なければならない
 - (1) 認定校の名称及び所在地
 - (2) 休校予定期間
 - (3) 休校の理由
 - (4) 受講中の生徒の処置方法及び受講修了の管理方法
2. 休校中であっても、認定校会員の年会費は納入するものとする
3. 休校期間は最長1年間とし、それまでに再開できない場合は認定校の登録を抹消するものとする

4. 休校中の認定校が学校運営を再開する場合は、再開申請書を協会に提出するものとし、協会は必要に応じて現地視察調査を行うことができる

第15条 認定校の閉校及び廃校について

1. 認定校が閉校する場合（更新を希望しない場合を含む。）は、閉校届に次の事項を記載し、閉校する3か月前までに協会に届け出て承認を得なければならない
 - (1) 認定校の名称及び所在地
 - (2) 閉校予定年月日
 - (3) 閉校理由
 - (4) 受講中の生徒の処置方法及び受講修了者の管理方法
2. 認定校を廃校しようとするときは、廃校届に次の事項を記載し、廃校する3か月前までに協会に届け出て承認を得なければならない
 - (1) 認定校の名称及び所在地
 - (2) 廃校予定年月日
 - (3) 廃校理由
 - (4) 受講中の生徒の処置方法及び受講修了者の管理方法
3. 認定校が閉校又は廃校する場合は、原則として受講中の生徒に不利益が生じないよう必要な措置を講じなければならない

第16条 認定校の登録の停止及び抹消等

1. 認定校が次の事項に該当する場合、協会は、認定校としての登録を停止し、失効又は抹消をすることがある
 - (1) 年会費を6か月以上未納の場合
 - (2) 変更届が規定の期間内に提出されなかった場合
 - (3) 第9条第3項の期間内に第2条各項の規定を満たせない場合
 - (4) 認定校として承認を受けた教育施設の経営権が他者に譲渡された場合
 - (5) 協会の諸規程に違反した場合
 - (6) 偽りその他不正の手段により各種申請を行った場合
 - (7) 協会又は認定校の名誉を著しく失墜させた場合
 - (8) 認定校側の明らかな故意又は過失により、生徒に重大な経済的又は身体的危害を生じさせた場合
 - (9) その他、協会が不適當と認めた場合

2. 協会は、認定校としての登録を停止又は抹消したときは、当該認定校に対し文書で通知するものとする
3. 認定校としての登録が抹消された場合、当該認定校は、速やかに認定校の認定バッジ及び認定書の使用を中止し、認定校としての名称を使用してはならない

第17条 第異議申立て

1. 前条の規定により認定校としての登録の停止又は抹消の処分がなされた場合、当該認定校は異議申立てをすることができる
2. 協会は、前項の異議申立てに基づき再審査し、正当な理由があると認める場合は、処分を取り消し、又は変更するものとする

第18条 管理責任

認定校において発生した問題は、原則として当該認定校の責任と負担において解決するものとし、協会は故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第19条 その他

1. 本規約の改定並びに本規約に定めのない事項については、社員総会の決定をもって定めるものとする。
2. 認定校の運営実態の確認が必要な際は、協会は任意の時期に現地視察及び表簿類の確認を行うことができるものとする。

附則

本規約は、2026年6月1日より施行する